

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和７年度予算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和7年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 123,835千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 922,170千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	384,313	281,554	1,818	30,468	70,473
	老人福祉費	10,970	0	2,052	2,692	6,226
	児童措置費	169,620	130,749	223	11,665	26,983
	母子福祉費	5,100	1,417	24	1,104	2,555
	小計	570,003	413,720	4,117	45,929	106,237
社会保険	社会福祉総務費	61,228	47,659	0	4,096	9,473
	介護事業費	198,863	7,957	0	57,623	133,283
	後期高齢者医療費	46,269	34,701	0	3,492	8,076
	小計	306,360	90,317	0	65,211	150,832
保健衛生	予防費	45,807	0	3,748	12,695	29,364
	小計	45,807	0	3,748	12,695	29,364
合計		922,170	504,037	7,865	123,835	286,433

※事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）については除外しています。